

平成30年度新規採択事業 評価調書

(平成29年度 新規採択時評価実施)

事業の概要

事業名	道路事業 後院通		
事業区間	自:京都市中京区壬生朱雀町(千本三条) 至:京都市中京区錦大宮町(四条大宮)	延長,幅員又は 面積	延長L=770m 幅員W=16.3m
総事業費	1,400百万円	完成予定年度	平成35年度
事業概要 (目的・内容等)	<p>後院通は、四条通と千本通をつなぐ幹線道路で、付近には小学校や大学があり歩行者が非常に多く、災害時に広域避難地等へ避難するための避難路にも指定されている。</p> <p>しかし、歩道幅員が狭く横断勾配も急なうえ、電柱類などの占用物件が歩道上に多数設置されており車いす等の通行にも支障をきたしている。また、多くの電線類が景観を阻害している。</p> <p>このため、本事業は、歩道拡幅及び段差・勾配の改善などの抜本的な道路改築により、バリアフリー化を図るとともに、無電柱化を行うことで、安全で快適な歩行空間の確保や、都市防災機能及び都市景観の向上を図るものである。</p>		
箇所図			

事業を巡る社会経済情勢等

社会背景と今後の動向	<p>本路線は、本市の「無電柱化候補路線（第6期無電柱化計画）」及び「大宮地区バリアフリー移動等円滑化基本構想」における「重点的にバリアフリー化を図るべき道路（バリアフリー法上の生活関連経路）」に位置付けられている。</p> <p>平成28年12月16日に施行された「無電柱化の推進に関する法律」に基づき、国土交通大臣は平成29年度中に「無電柱化推進計画」を策定するとしており、計画案において、優先的に無電柱化を実施する対象道路として、生活関連経路や避難路等を位置付けられている。</p>
市民ニーズ	<p>平成13年度に地元の各種団体から歩道拡幅及び無電柱化の要望書が提出され、以降継続して要望書が提出されるなど、本事業に対する要望が高まっている。</p>

上位計画から見た事業の有効性

京都市基本計画	事業ごとの上位計画	具体的な効果等
<input type="checkbox"/> うるおい <input type="checkbox"/> 活性化 <input type="checkbox"/> すこやか <input checked="" type="checkbox"/> まちづくり <input type="checkbox"/> 行政経営の大綱	<ul style="list-style-type: none"> ・「はばたけ未来へ！ 京プラン」実施計画第2ステージ ・無電柱化候補路線（第6期無電柱化計画） ・「歩くまち・京都」交通バリアフリー全体構想 	<p>安全で快適な歩行空間の確保や、都市防災機能及び都市景観の向上が図れる。</p>

事業の要件

環境景観への配慮事項	<p>車道の舗装を排水性舗装とし、車両の通行による騒音の軽減を図る。また、歩道の舗装を透水性舗装とすることで、雨水の浸透を促進し、歩行者の快適性を確保する。</p>
市民と行政のパートナーシップ	<p>節目ごとに地元説明会等を開催し、住民意見の反映や情報提供を積極的に行い、住民と連携を図っていく。</p>

事業の評価結果

評価	A
理由	<p>歩道幅員が狭く、横断勾配も急で、電柱類などの占用物件が歩道上に多数設置されており、車いす等の通行にも支障をきたしている。また、多くの電線類が景観を阻害している。このような状況から、平成13年度以降継続して、地元の各種団体から歩道拡幅及び無電柱化の要望書が提出されるなど、本事業に対する要望が高まっている。</p> <p>歩道拡幅及び段差・勾配の改善などの抜本的な道路改築や、無電柱化により、安全で快適な歩行空間の確保や、都市防災機能及び都市景観の向上が図れる。</p>

評価指標の算定結果

費用便益比（C B R）	—※
--------------	----

※ 本事業はバリアフリー化及び無電柱化を図る事業であるが、これらの事業に係る費用便益分析の算出手法が確立していないため、事業の投資効果を示すことはできない。

事業の必要性

評価軸	評価項目	客観的評価指標
お う る	市民生活 の安全	<input type="checkbox"/> 過去に視認性の悪さが原因となる事故が発生している
活 性 化	観光	<input type="checkbox"/> 観光地または観光周遊ルート内での事業である
ま ち の ま ち	歩くまち	<ul style="list-style-type: none"> ■歩行者交通量が100人以上である ■交通バリアフリー法の重点整備地区特定経路に指定されている、または、指定はされていないが重点整備地区内である
	景観	<ul style="list-style-type: none"> ■商業系・住居系の用途地域内での事業であり、都市景観が向上する ■法的に景観を保全すべき地区に指定されている
	道と緑	<ul style="list-style-type: none"> ■緊急輸送路に指定されているなど、都市防災機能としての効果が大きい ■DID 地区内または沿道に2階建て（ビル）の住居が連続している <input type="checkbox"/>中心市街地活性化計画に位置づけられている <input type="checkbox"/>当該路線に関連する面整備事業・計画がある ■公共施設に通ずる幹線道路である
行政経営の大綱		<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/>審議会、委員会を通じ地元意見を反映させ事業を進めている <input type="checkbox"/>計画段階から市民参加により事業を進めている